

国内事例 1

SDGsの実施に向けた環境省の取組

「パリ合意」と「2030 アジェンダ」。2015年の歴史的な国際合意を踏まえた国内実施にあたり、ステークホルダーによるマルチな協働は欠かせない。環境省の新たな計画とは。

文：環境省地球環境局 国際連携課 辻 景太郎

2015年は、歴史的な2つの国際合意がなされた。ひとつは、年末の気候変動に関するパリ合意。2℃目標を明確に位置付け、先進国と途上国がともに達成に向けて努力する枠組みができた。もうひとつは、9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」であり、これも先進国と途上国に普遍的に適用される国際社会の羅針盤である。これらの合意の翌年である2016年は「行動の年」である。実施初年にG7サミットの議長国である日本は、幸運であると言える。5月には、伊勢志摩サミットとともに、富山でG7環境大臣会合が開催される。気候変動やSDGsの政策を進め、これらの機会によって取組を加速化し、G7各国との連携も進めていきたい。

環境関連 SDGs の国内実施に向けた 3 つの観点

SDGsの国内実施を促進するに当たって、留意すべき点が3点ある。ひとつ目は、環境、経済、社会の三側面を統合したアジェンダの中核を成すSDGsでは環境関連の項目が多いこと。17目標のうち、水と衛生（目標6）、エネルギー（7）、持続可能な消費と生産（12）、気候変動（13）、生物多様性（15）などがある。詳細な169項目にも、たとえば、教育（4）において「持続可能な開発のための教育」が、持続可能な経済成長（8）では、「経済成長と環境悪化の分断」が、それぞれ掲げられている。

2つ目のポイントは、2030アジェンダの実現には、多様な関係者が主体性を持ちながら連携することが不可欠であること。持続可能な消費と生産（目標12）が典型だが、たとえば食品廃棄物の削減のためには、製造・流通・小売等のサプライチェーン、消費者、行政といった多様な関係者が一体となった取組が求められる。

3つ目は、SDGsの目標と項目が叙述的・究極的であること。たとえば、目標12は、「持続可能な生産消費形態を確保する」とあり、項目12.5は「2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」である。これは、2030アジェンダは15年間という中長期の羅針盤であるがゆえに、具体的な内容では陳腐化するおそれがあることによる。

こうした叙述的な目標を実現するためには、取り組む主体や地域の実情等に応じた多様な道筋・取組が想定される。

このため、関係者による試行錯誤しながらの多様な取組を共有し、相互にその取組が良いものだと認め合う場が有効だと考える。

ステークホルダーズ・ミーティングの開催

上記のSDGsの3つの特徴を踏まえ、環境省は、SDGsの実施に率先して取り組む企業、市民団体、研究者、地方自治体、各省庁等が一堂に会し、お互いの事例の共有し、相互に認め合うような場としてステークホルダーズ・ミーティングを設ける予定で、3月下旬には準備会合を開催する。そこで先駆者（first mover）による先行事例を発表してもらい、「いいね！」と認めることで、先駆者の取組に弾みをつけたい。取組を始めた動機や抵抗、経緯等も共有し合うことで、様子見している関係者に対して取組のきっかけを提供することにもなる。また、公開で行うことで、まだ高いとは言えないSDGsの認知度の向上に繋げるねらいもある。

同ミーティング開催に加えて、環境省として、これまで国内外で取り組んできた気候変動・生物多様性・3R等の施策がSDGsの目標と項目に沿ったものか、施策の振り返りを進めている。振り返りの結果をさまざまな場で関心ある主体に紹介することで、お互いの取組を加速化することを期待している。

SDGsは先進国にも国内での実施を求める前例のない普遍的なアジェンダであり、実施に向けて、読者を含めた関係者の知恵を借りながら進めていく。

辻 景太郎（つじ けいたろう）

2006年、法律職で環境省入省。総合環境政策局環境経済課、大臣官房総務課・秘書課、国土交通省住宅局出向等を経て、2012年から2年間、カリフォルニア大学ロサンゼルス校ラスキン公共政策大学院に留学。2015年10月より現職。